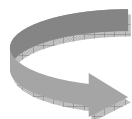


1. リフォーム全般について

Q1-1：前回（令和3年度）市民向けに実施したリフォーム補助制度と変わった点はありますか？

A1-1：前回（令和3年度）の補助内容等と変更になった点は下記のとおりです。

- ① 平成24年度以前の本市リフォーム補助受給者も再度の申請が可能となります。
- ② 申請受付を2回に分けて実施します。
 - ・第1次申請受付：令和4年5月9日（月）から5月20日（金）
 - ・第2次申請受付：令和4年6月13日（月）から6月24日（金）



【注意！】第1次申請分で補助金交付予定額が予算措置額に達した場合、また予算措置額上限に近い場合は、第2次申請受付は実施いたしません。

- ③ 申請受付各日とも午前11時45分～午後1時までは受付業務を停止します。
- ④ 工事完了・実績報告等提出期限は令和5年2月28日（火）となります。

その他詳細は商工労政課までお問い合わせください。

※第2次申請受付が実施されない場合は、5月26日以降に市のHP等で周知します。

※これまでと同様に注意いただく点（本人（または家族）所有物件の本人施工の不可）
工事業者（個人）やその家族が所有・居住する住宅又は店舗併用住宅のリフォーム工事を、当該業者（個人）自身が行う場合は補助の対象となりません。（別の業者に依頼する場合は補助の対象となります）

Q1-2：補助金がもらえるのは先着順ですか？

A1-2：予算枠以上の補助金申請があった場合は公開抽選会を実施し、抽選にて交付決定順位を決定します。（抽選会は補助金が交付決定される順番を決めるものです。そのため、必ず交付決定されるということを保証するものではありません。）

また、申請書審査の段階で、交付決定の対象外となる場合があります。

ただし、第1次申請分で補助金交付予定額が予算措置額に達した場合、また予算措置額上限に近い場合は、第2次申請受付は実施いたしませんのでご注意ください。

Q1-3：過去に実施された近江八幡市のリフォーム補助を受けていた場合でも、申請すれば補助対象となりますか？

A1-3：平成24年度以前（前回の補助金受給から10年超）に本市のリフォーム補助を受けた方（同一世帯の方を含む）は、今年度リフォーム補助対象者となります。平成25年度以降に本市のリフォーム補助を受けられている方（同一世帯の方を含む）は補助対象とはなりません。

Q1-4：過去に補助を受けていますが満額ではありませんでした。差額分の申請は可能ですか？

A1-4：過去に補助を受けた場合は、差額分の多寡に関わらず、補助対象とはなりません。ただし、平成24年度以前に補助金を受け取られた方は、差額分等は考慮せず通常の申請として取り扱います。

2. 申請者（補助対象者）について

Q2-1：申請者（補助対象者）は誰になりますか？

A2-1：申請者（補助対象者）は、令和4年4月1日以前より近江八幡市に住民登録を有している方で、市内の補助対象住宅又は店舗併用住宅に居住、または、生活の本拠となる既存する補助対象建物の改修を予定する、以下のいずれかに該当する方となります。

- 1、対象建物の所有者またはその家族
- 2、対象建物の所有者がお亡くなりになられ、その相続を受けている者
- 3、賃借建物の賃貸借契約者

Q2-2：補助の対象者は近江八幡市民だけですか？

A2-2：補助の対象者は、令和4年4月1日以前より近江八幡市に住民登録を有している方で、居住用建物の所有者（同一世帯の方も可）もしくは所有者に承諾を得た賃貸契約者かつ、補助受領後に補助対象建物を本拠として居住される方に限ります。所有者が亡くなっておられる場合は相続人（別途添付資料要）でも可能です。

Q2-3：補助の募集期間中である5月に近江八幡市内の住宅を購入し、市外から引っ越してきた。この場合、申請することができますか？

A2-3：令和4年4月1日以前より近江八幡市に住民登録を有している方が対象となるため、補助対象者とはなりません。

Q2-4：親が所有する実家のリフォーム工事を親に代わって子が行う場合、実家に同居していない子が申請者となることはできますか？

A2-4：申請者となりえるのは、居住（予定）者となる為、このケースでは申請者になることはできません。

Q2-5：住宅の所有者が、高齢の親である場合、同居する子が申請者となることはできますか？

A2-5：申請者は、住宅の所有者またはその家族（所有者が亡くなっている場合は相続人・相続予定人）、もしくは所有者に承諾を得た借りに限られます。

この場合、基本的な申請者は、住宅の所有者であることを想定していますが、同一住所地に居住していて、かつ、住宅の所有者の家族である子が、リフォーム工事代金の支払者であれば、子は申請者となることができます。

Q2-6：過去にリフォーム補助金を受領しましたが、再度の申請が可能との話を聞きました。何か条件等がありますか？

A2-6：平成24年度以前にリフォーム補助金を交付された方（世帯員含む）は補助対象となります。平成25年度以降にリフォーム補助金を交付された方（世帯員含む）は補助対象とはなりませんのでご注意ください。

3. 補助対象建物について

Q3-1：対象建物を教えてください。

A3-1：対象建物とは、近江八幡市内に登録されており、リフォーム後も生活の本拠とされる以下の住宅および店舗併用住宅です。

- 1、申請者又はその家族が所有している建物
- 2、住宅所有者が亡くなられた相続物件
- 3、所有者の承諾を得た賃借建物（公営住宅は不可）

Q3-2：補助対象となる「店舗併用住宅」とは具体的にどのようなものですか？

A3-2：申請者自らが居住する住宅内において、「生産や販売活動等の事業の用に直接供されていることを兼ねている建物」となります。但し、宗教性・政治性のあるもの、公序良俗に反する又はそのおそれがある場合は対象外です。

Q3-3：店舗併用住宅において、「生産・販売活動等の事業の用に直接供されること」とは、具体的にどのようなことを言いますか？

A3-3：申請者自らが居住する住宅内において、理美容業や飲食店等の事業を行なっていることを指します。尚、農業用の機械等を保管しているだけの場所としての使用や、建築業者が資材置き場の場所として使用している場合などは事業の用に直接供されているとは判断できないため、この場合は対象とはなりません。

Q3-4：居住する住宅の同一敷地内（同一地番）にある居住に要さない別棟の建物で店舗を運営しているが、この場合の店舗のリフォーム工事は対象になりますか？

A3-4：居住建物内において事業を行っていることが条件であることから、独立した店舗のみのリフォーム工事は補助対象外となります。

Q3-5：市内に在住し、住所地とは別の場所で飲食店（店舗）を営んでいるが、この場合の店舗のリフォーム工事は対象になりますか？

A3-5：補助対象とはなりません。申請者及びその家族が生活の本拠として居住する必要があります。

Q3-6：店舗併用住宅をリフォームし、店舗部分を第三者に賃貸を行なう場合は補助の対象になりますか？

A3-6：補助の対象とはなりません。申請者自らが事業を行なっていなければなりません。

Q3-7：別荘は補助対象になりますか？

A3-7：補助対象とはなりません。申請者が生活の本拠として居住する必要があります。

Q3-8：対象建物の構造に制限はありますか？

A3-8：建物の構造（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）や建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅）は問いません。また、分譲マンションも補助の対象となります。

Q3-9：補助を受けようとする建物が共有名義の場合、誰が申請をすればよいですか？

A3-9：補助対象者の要件を満たすことが前提となりますが、共有名義の場合の申請者は、名義人の中でこのリフォーム補助金を受けようとする建物に、居住の予定がある、または、現に居住している方であればどなたでも構いません。ただし、補助金の交付は申請者に対して行います。

Q3-10：敷地の中に複数所有する建物があり、それぞれリフォーム工事を行う予定があるので、1棟ごとに申請できますか？

A3-10：補助対象者の要件を満たすことが前提となりますが、同一敷地内（同一地番）の建物はどれか1棟に限ります。過去において同一敷地（同一番地）内の建物で補助を受けている場合は、申請できません。ただし、前回の補助交付が平成24年度以前であれば申請は可能です。

Q3-11：自分が経営する賃貸マンションや賃貸アパートのリフォーム工事は、補助対象となりますか？

A3-11：対象建物を生活の本拠としている申請者がリフォーム工事をする場合を補助対象としていますので、不動産経営物件等（アパート等）の経済物件は補助対象外となります。ただし、補助対象者の要件を満たす経営者が、自ら居住する部分のリフォームを行う場合は、補助対象となります。

Q3-12：申請者が所有する住宅と同一敷地内（同一地番）にある付属建築物（離れ、車庫等）がある場合、付属建築物のリフォーム工事は対象となりますか？

A3-12：申請者が所有する居室がある付属建築物（離れ等）は、補助対象となります。また、居室の無い付属建築物を改修して居室を設け、生活の本拠とする工事も補助対象となります。逆に、車庫や倉庫等の居室の無い付属建築物は補助対象となりません。

Q3-13：倉庫や蔵のリフォーム工事は対象になりますか？

A3-13：居室の無い付属建築物については補助の対象とはなりません。生活の本拠とする居住用の建物として使用する目的においてリフォーム工事を行う場合は対象となる場合がありますので、事前に商工労政課までご相談ください。

Q3-14：同一敷地内（同一地番）への補助は1回1棟限りですが、集合住宅はどうなるのか？

A3-14：マンション等の集合住宅は同一敷地内を占有部分と読み替え判断を行います。したがって、集合住宅の場合、平成25年度以降に当該補助金交付を受けておられない方（世帯員含む）は、補助金交付の対象となります。

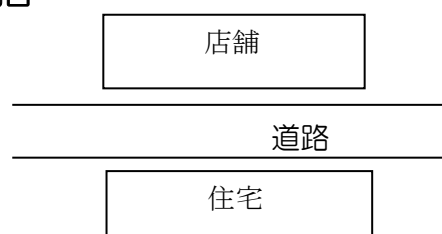
Q3-15：昨年中古物件を購入しました。前の所有者が今回購入した物件について過去にリフォームを行い、補助を受けたようですが、今回リフォーム補助の対象とはなりませんか？

A3-15：同一敷地内の同一建物が、売買により相続人以外の第三者へ譲渡された場合は、補助の対象となります。逆に売買以外（相続、交換等）で所有権を得た同一建物が、過去に補助を受けていた場合は、補助対象とはなりません。ただし、前回の補助交付が平成24年度以前であれば補助対象となります。

Q3-16：住宅内において、「同一敷地及び同一建物」とはどういったことですか？

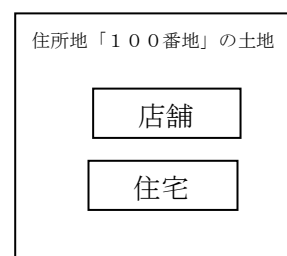
A3-16：同一住所地において住宅と店舗が繋がっている建物を指します。
よって、以下の場合は対象外となります。

例1：住宅と店舗が道路によって分断されている場合



- この場合、申請者が居住する住宅と同一敷地内および同一建物内の店舗ではないため、店舗部分については補助の対象とはなりません（住宅部分については補助の対象となります）。

例2：住所地は同じだが、住宅と店舗が別棟である場合



- この場合、同一の住所地ではあるものの、住宅と店舗が別棟であるため、店舗部分については補助の対象とはなりません（住宅部分については補助の対象となります）。

Q3-17：店舗併用住宅の店舗部分と居住部分どちらも補助の対象ですか？

A3-17：どちらも補助対象となります。

4. 補助対象工事について

Q4-1：補助対象工事について教えてください。

A4-1：長寿命化等良好な建物ストック形成につながる工事等が補助対象工事となります。補助対象工事にも様々な分野・種類がありますので、巻末の対象・非対象別に記載した「地域経済活性化リフォーム補助事業対象早見表」をご覧ください。

Q4-2：設計料は補助対象経費に含むことはできますか？

A4-2：できません。

Q4-3：事業者です。リフォーム工事にあたり設備品の仕入れについても市内業者から調達しなければいけませんか？

A4-3：この補助事業は市内の経済活性化を主目的にしています。そのため、設備品本体の仕入れも原則市内事業者から行っていただくこととなります。ただし、施工を伴う設備品の調達については、市内事業者が取り扱っていないなどの理由があれば、必要最低限の施工を条件に例外的に市外事業者への発注を可とします。そのような事象がある場合は事前に商工労政課へお申し出ください（必要に応じて下請け事業者の見積書などの提示を求めることがあります）。

Q4-4：建物を取り壊したいのですが、取り壊しも補助金対象となりますか？

A4-4：取り壊し工事のみは補助対象になりません。リフォームに伴う取り壊し工事は補助対象となります。

Q4-5：トイレ、洗面所、浴室、台所等の増設は補助対象となりますか？

A4-5：増設も補助対象となります。ただし建築確認を要しない10㎡以下の増設に限ります。

Q4-6：給湯器（エコキュートやガス給湯器等）やウォシュレット、IHなどの設備品の取替えは補助対象となりますか？

A4-6：給湯器やウォシュレット、IH等の設備品単体のみの取替えは補助対象とはなりません。例えば給湯器であればキッチンやお風呂関係の水回り工事、ウォシュレットであればトイレの本体等の交換（ウォシュレット取り付けのための附帯電気工事のみは不可）、IHコンロであればキッチン改修やエコキュートへの交換など、各種設備品の交換・設置等については、関連する複合的な大工工事を伴うことが補助対象の条件となります。

Q4-7：オール電化工事は補助対象となりますか？

A4-7：工事内容によって判断いたしますので、商工労政課へ事前にお問い合わせください。基本的に給湯器のみやIHのみ、ウォシュレット（ウォシュレット取り付けを目的とする附帯電気工事のみは設備単体工事とみなし補助対象外です）のみ等設備品の単体の設置や取替え工事は不可となります。オール電化工事を補助対象とする例としては、電気式給湯器交換工事と混合水栓交換修繕など関連する複合的な工事を実施する場合は、補助

対象となります。ただし、オール電化工事に伴う太陽光発電設備や蓄熱暖房機、蓄電設備等の設置や処分費用等はこの制度の目的には該当しないことから、新設・修繕等に関わらず補助対象とはなりません。

Q4-8：家電や家具類の購入に伴う設置工事費や組立費にかかる費用等は対象となりますか？

A4-8：家電（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、電子レンジ、食洗機、各種照明器具、ファンヒーター、ストーブ、扇風機、空気清浄機、時計、パソコン等）・家具類（食器棚、ソファ、テーブル、いす、机、カーテン、カーペット、ラグ、こたつ、ベッド、布団等）等にかかる本体購入費及び設置費、廃棄費用などの附随費用は補助対象にはなりません。

Q4-9：外壁塗装に伴うカーポートやエアコンの室外機の脱着費用は補助対象となりますか？

A4-9：外壁塗装工事に限らず、リフォーム工事に伴い必要と認められる場合は補助対象となります。ただし、外した物と同一物・外した箇所と同一箇所に再設置することが条件です。

Q4-10：上下水道の接続工事は補助対象となりますか？

A4-10：建物の内部における配管工事等は補助対象となりますが、敷地部分も含め建物の外部分においては補助対象外となります。

Q4-11：国の事業である「こどもみらい住宅支援事業」を活用する工事を行い、施工業者が補助金を受け取られる予定です。同じ箇所の工事となりますが、施主である私自身は国の補助金を受け取りませんので、近江八幡市のリフォーム補助金に申請し補助金を受け取ることはできますか？

A4-11：こどもみらい住宅支援事業で事業者等が補助を受けた、または受ける予定のある同一箇所の工事については、間接的な補助となるため補助対象外となります。また、該当する事業者が施工されたリフォーム工事については、工事箇所に関わらず、実績報告書が提出された後に同意書や請負業者申立書を基に国等に調査を実施します。調査の結果、施工業者が重複する部分において「こどもみらい住宅支援事業」の申請をなされていた場合は、申請者に対して交付決定の取消、補助金交付済みの場合は返還命令を行いますのでご注意ください。なお、該当する事業者は以下のURLからご確認ください。

https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/search-for-manufacturer?s=1&prefecture=25&public_business=3&operator_name=®istered_month=®istered_day=&operator_number=&per_page=20#search_btn

Q4-12：こどもみらい住宅支援事業の登録業者を教えてください。

A4-12：A4-11の回答URLからご確認ください。また、リストに掲載されていない事業者もありますので、申請までに請負業者に対して自分の申請するリフォーム工事が「こどもみらい住宅支援事業」で補助申請が行われるか否か確認しておくことをお勧めします。

Q4-13：こどもみらい住宅支援事業とは何ですか？

A4-13：次のリンクからご確認ください。<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp>

5. 申請に関することについて

Q5-1：申請書を誤記入したが、二重線を引いてそのまま提出してもよいですか？

A5-1：一から書き直していただくことをお勧めしますが、誤って記入した箇所にフルネームでの署名訂正いただくことも可能です。修正液や修正テープ、塗りつぶす、砂消しゴム、消せるボールペン、インク補充タイプの印鑑（シャチハタ等）などを1箇所でも使用された場合は、申請書を含め提出書類全てにおいて利用できません。新しい用紙で初めから書き直してください。

Q5-2：複数の対象業者と契約してリフォーム工事を行う場合、合算して申請することは可能ですか？

A5-2：複数の対象業者の見積書をもとに補助対象工事費を合算して算出し、申請していただくことは可能です。

Q5-3：リフォーム工事の時期は未定ですが、とりえず補助金の申請だけ行うことはできますか？

A5-3：補助金の交付申請には、対象業者の見積書の写しや工事予定箇所の写真等が必要となりますので、リフォーム工事の内容が具体的にない段階での申請はできません。

Q5-4：工事内容に変更・取り止めが生じましたが、変更・中止の申請が必要ですか？

A5-4：申請書に記載した計画内容を変更する場合は、変更前に必ず商工労政課へご連絡ください。変更内容について確認させていただき、必要に応じて「変更承認申請書（変更）」等の必要書類を提出していただきます。また、工事を中止した場合にも、速やかに「変更承認申請書（取り止め）」の提出をお願いします。

Q5-5：業者等の代理人が住民票等の公的証明を受領することや補助金の申請を行ってもよいですか？

A5-5：公的証明の受領は申請者の委任状がないと受領できません。
補助金の申請は、対象業者が代理で行っていただいても結構です。

Q5-6：補助金申請は郵送でもよいですか？

A5-6：施工箇所や施工内容等を聞き取り、書面と整合を図る必要があるため郵送での受付は行いません。家族や業者等が代理人となつての申請は可能ですので調整をお願いします。

Q5-7：見積書の宛名はどうすればよいですか？

A5-7：申請者の名前で見積書を出していただくよう、請負業者に依頼してください。

Q5-8：（消費税について）対象工事費は税込みか税抜きかどちらでしょうか？

A5-8：税込みとなります。申請書等には消費税を含んだ金額を記入ください。

Q5-9：申請書類はどこで入手できますか？

A5-9：市のホームページからダウンロードできます。また、本庁総合案内、商工労政課窓口（安土町総合支所2階）にも配置してあります。

近江八幡市公式HPアドレス：<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shoko/2/3/20996.html>



Q5-10：申請書類への押印は必要ですか？

A5-10：申請者（個人）が記入する様式（交付申請書（変更含む）、実績報告書）の押印は不要です。また、申請者以外（業者、賃貸人等）が記入する様式については今までどおり押印が必要となりますのでご注意ください。ただし、インク補充タイプ印（シャチハタ等）の使用は不可となります。

Q5-11：見積書だけを後日に提出することはできますか？

A5-11：できません。申請時の必須書類となります。

Q5-12：申請書は土日でも受け付けてくれますか？

A5-12：受付できません。申請者以外でも申請は可能ですので調整ください。窓口での受付は

- ・第1次申請受付：令和4年5月9日から5月20日（土・日除く）となります。
- ・第2次申請受付：令和4年6月13日から6月24日（土・日除く）となります。

【注意！！】ただし、第1次申請分で補助金交付予定額が予算措置額に達した場合、また予算措置額上限に近い場合は、第2次申請受付は実施いたしません。各日とも受付は

- ・午前の部：午前8時30分～午前11時45分
- ・午後の部：午後1時～午後5時までとなります。

（庁舎設備点検等による庁舎閉庁日が発生した場合についても受付できません。）

Q5-13：補助対象工事に関して他の補助金をもらっていますが、こちらも補助金も交付いただくことは可能ですか？

A5-13：国、県、市の住宅に関する他の補助制度を利用されている場合、対象工事の重複する部分においては、このリフォーム補助金の対象とはなりません。

Q5-14：申請書類はどのようなものがありますか？

A5-14：基本的な書類として、以下の書類を提出してください。

- ① 申請書類確認表
- ② 近江八幡市地域活性化リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ③ 工事見積書（請負業者の本社住所の記載および押印がされていること）
- ④ 補助対象工事を行う予定箇所の写真（撮影日付の入ったもの）
- ⑤ 建物登記簿謄本、又は固定資産税名寄台帳、又は公課証明書、又はR4年度の固定資産税の課税明細書のコピー
- ⑥ 未納のない証明書（市税分。申請世帯の18歳以上の全員分）または納税証明書や非課税証明書

- ⑦ 住民票（世帯全員分の世帯主、続柄の記載のあるもの）
- ⑧ 個人情報の提供に関する宣誓書兼同意書（様式第2号）
- ⑨ 誓約書（様式第3号）
- ⑩ 請負業者申立書（様式第4号）
- ⑪ リフォーム工事承諾書（貸家の場合のみ）（様式第5号）
- ⑫ 現在契約中の賃貸契約書の写し（借家の場合のみ）
- ⑬ 店舗併用住宅に関する届出書（様式第6号） ※店舗併用住宅の場合のみ
- ⑭ 営業許可証の写し ※営業許可が必要な事業を行う場合のみ
- ⑮ 確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は、「メール詳細」を添付）※店舗併用住宅の場合のみ
- ⑯ 被相続人の戸籍謄本もしくは除籍謄本（相続物件の場合、相続人が記載されているもの）
- ⑰ 売買契約書の写し（新たに住宅を購入し、リフォームする場合）
- ⑱ その他市長が必要と認める書類等

上記①～⑱（⑪～⑱については、対象者のみ必要。）の書類提出（申請期間）は、

- ・第1次申請受付：令和4年5月9日から5月20日（土・日除く）となります。
- ・第2次申請受付：令和4年6月13日から6月24日（土・日除く）となります。

【注意！！】ただし、第1次申請分で補助金交付予定額が予算措置額に達した場合、または予算措置額上限に近い場合は、は第2次申請受付は実施いたしません。各日とも受付は

- ・午前の部：午前8時30分～午前11時45分
- ・午後の部：午後1時～午後5時までとなります。

（庁舎設備点検等による庁舎閉庁日が発生した場合についても受付できません。）

マイナンバーカードを所持されておられる方は、⑦の「住民票」（世帯全員分の世帯主、続柄の記載のあるもの）について、安くて便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

マイナンバー交付サービスHP：city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shimin/1/1/16864.html



Q5-15：公的証明書はどこで入手するのですか？

A5-15：上記 Q5-14の⑤と⑥と⑦と⑱が公的証明書となります。下記の方法以外にも郵送での申請も可能です。郵送を希望の場合は直接下記担当課へお問い合わせください。

固定資産税名寄台帳・・・税務課固定資産税G（本庁1階）

未納のない証明書・・・収納・債権対策課（本庁1階）もしくは
安土未来づくり課（安土町総合支所1階）

住民票・・・・・・・・・・市民課（本庁1階）もしくは
安土未来づくり課（安土町総合支所1階）もしくは
コンビニ交付サービス

戸籍謄本、除籍謄本・・・市民課（本庁1階）もしくは
安土未来づくり課（安土町総合支所1階）もしくは
コンビニ交付サービス（除籍謄本は上記窓口のみ対応）

Q5-16：一年前に発行された公的証明書を提出してもいいですか？また公的証明書をコピーしたものを提出しても大丈夫ですか？

A5-16：住民票等の公的証明書は、申請日から3か月以内に発行された原本のみとなります。

Q5-17：令和4年1月に他市町より近江八幡市へ転入してきた。今回リフォーム補助を受けようと思っているが、近江八幡市の窓口で「未納のない証明書」や「納税証明書」等は発行できないといわれた。どうすればよいか？

A5-17：令和4年1月1日から令和4年4月1日の期間に近江八幡市に転入され、当該補助金の交付申請をされる方は、令和4年1月1日に住民登録のあった住所地の自治体から「未納のない証明書」や「納税証明書」等を取り寄せ提出してください。なお、この場合でも申請時の世帯全員分が必要となりますのでご注意ください。

Q5-18：6月13日（月）～6月24日（金）にかけて予定されている、第2次申請の受付が中止される場合があると聞きました。どのような場合に中止されるのですか？

A5-18：5月9日（月）～5月20日（金）にかけて実施する第1次申請において、補助金の申請総額が本市の予算措置額を上回った場合、また予算措置額上限に近い場合は、6月の第2次申請の受付は実施いたしませんのでご注意ください。

Q5-19：もし、第2次申請が中止された場合、そのことを知るにはどうすればよいか？

A5-19：5月26日（木）に実施予定の抽選会以降に市HPにてその旨を通知いたします。また、市商工労政課宛にお電話でお問い合わせいただいても結構です。

Q5-20：逆に、第2次申請が実施される場合、そのことを知るにはどうすればよいか？

A5-20：5月23日（月）以降に速やかに、第2次申請の受付を実施する通知を市HPに掲載予定です。また、市商工労政課宛にお電話でお問い合わせいただいても結構です。

6. リフォーム工事について

Q6-1：リフォーム工事とはどのようなものか？

A6-1：リフォーム工事にもさまざまな定義がありますが、以下の長寿命化等良好な住宅ストック形成につながる工事等を指します。

- 1、建物の修繕や補修、改修
- 2、建物内の便所、台所、浴室等の工事など
- 3、耐震補強

Q6-2：補助金交付決定後に期間をおいてリフォームに着手しても問題ないか？

A6-2：提出期限となる令和5年2月28日までに工事を完了し、かつ同日までに実績報告書及び必要な資料を提出いただければ大丈夫です。上記期限までに工事が完了しない時や、報告書の提出がない場合は補助金の交付決定を取り消しますのでご注意ください。

Q6-3：追加工事が発生しましたが、変更届の提出は必要か？

A6-3：当初申請いただいた工事内容は変わらず、単純に追加の工事を行うだけならば変更申請書の提出は不要です。ただし、補助限度額に達していない場合でも、交付額は、交付決定した金額までとなります。実績報告時の添付書類となる領収書の写しも、追加工事を含めた金額分での提出で構いません。

Q6-4：工事の一部を取りやめました。工事代金が減額しますが、変更届の提出は必要か？

A6-4：工事金額が減額する場合は、必ず事前に商工労政課へご連絡をお願いいたします。工事代金の減額に伴う変更届の提出は必須となりますのでご注意ください。逆に工事内容を変更せず、部品のグレードアップ等で工事代金が増額した場合は、変更申請書の提出が不要になる場合がありますので、事前に商工労政課へお問い合わせください。

Q6-5：予算の都合上、リフォーム工事を行わないことになりました。何か手続きは必要ですか？

A6-5：申請された後、リフォーム工事を取りやめられた場合は、理由の如何を問わず、必ず変更申請書(取り止め)の提出が必要になります。まずは、商工労政課へご連絡ください。

Q6-6：申請後一部工事を取りやめ、補助対象工事代金が15万円から9万円になった場合、補助金は交付されるか？

A6-6：補助対象工事が10万円未満の場合補助金は交付されませんので、交付決定を取り消すこととなりますので、商工労政課へご連絡ください。

7. 工事が完了した後の報告や請求について

Q7-1：実績報告書と請求書を誤記入したがそのまま提出してもよいか？

A7-1：一から書き直していただくことをお勧めしますが、誤って記入した箇所にフルネームで署名訂正いただくことでも可能です。

ただし、請求書の請求金額を誤記入された場合や、修正液や修正テープ、塗りつぶす、砂消しゴム、消せるボールペン等を1箇所でも使用された場合は、実績報告書や請求書を含め提出書類全てにおいて利用できません。新しい用紙で初めから書き直してください。

Q7-2：工事が完了し実績報告書を提出したいが、いつまでに提出すればよいか？

A7-2：工事完了後、以下の書類を提出してください。

- ① 補助金実績報告書（様式第10号）
 - ② 工事代金領収書の写し（支払いを証明する書類の写し）
※工事代金に変更があった場合には、工事内容の詳細が分かる請求書の写し等が別途必要。
 - ③ リフォーム工事後の写真（撮影日が記載されているもの）
 - ④ リフォーム工事完了証明書（様式第11号）（業者による記載）
 - ⑤ 補助金交付請求書（様式第14号）
 - ⑥ 振込口座の通帳等の写し
 - ⑦ 工事完了確認書（様式第12号）（借家・共同住宅等のリフォームの場合）
- また、実績報告等 上記①～⑦（⑦については、対象者のみ必要。）の書類の提出期限は令和5年2月28日となっておりますのでご注意ください。

Q7-3：補助金を銀行振込でなく現金でもらいたいが可能か？

A7-3：補助金の交付は申請者への銀行振込のみとなります。

Q7-4：申請者以外の者の口座に補助金を振り込むことはできるか？

A7-4：できません。補助金の申請者と請求者は同一人であることが原則です。ただし、やむを得ない事情等が生じた場合については、速やかに商工労政課までご連絡をお願いいたします。

Q7-5：ゆうちょ銀行の口座に補助金を振り込むことはできるか？

A7-5：申請者名義のゆうちょ銀行口座への振り込みは可能です。

なお、振り込み先がゆうちょ銀行の場合、通帳記載の8桁の口座番号をそのまま記入いただいても補助金の振り込みができません。お手数ですが、ゆうちょ銀行の窓口にお訊ねいただくか、又はインターネット等で銀行振込用の3桁+7桁（支店コード+口座番号）の番号に変換した上で、請求書に記入してください。

Q7-6：ネットバンクの口座に補助金を振り込むことはできるか？

A7-6：申請者名義の国内にある各ネットバンク口座への振り込みは可能です。

Q7-7：領収書の写しの代わりに金融機関で振込を行なった際に発行される振込通知書の写しでも構わないか？

A7-7：振込通知書の写しでも構いません。ただし、振込日、振込人、振込先、振込金額がはっきりと印字されているものに限りです。

Q7-8：工事の完了前に申請者が亡くなってしまったが、補助金の交付は可能か？

A7-8：交付決定を受けた後、申請どおりの工事が完了され、補助対象建物に申請者の相続予定人等が居住するなど、補助要件を満たせば補助金は変更申請者に交付することができます。この場合、申請者の変更に伴う「変更承認申請書」の速やかな提出が必要です。

Q7-9：リフォーム工事中に、申請者が市外（内）へ転出（転居）することになった場合、補助金の交付は可能か？

A7-9：申請後、交付確定を行うまでの間に市外（内）へ転出（転居）される場合は特別な事情がない限り、補助金の交付を受けることはできません。また、連絡もなく補助金交付後にその旨が判明した場合は、補助金の返還請求を行う場合がありますのでご注意ください。

Q7-10：補助金の実績報告書や請求書は郵送でも問題ないか？

A7-10：現段階では実績報告や請求時に提出いただいている書類との整合性について確認・聞き取り調査を行うため郵送での提出は不可としています。令和5年2月28日までに商工労政課窓口（安土町総合支所2階）へご提出ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては郵送受付を行う可能性もあります。その際は改めて補助金交付決定者に対し連絡を行います。

Q7-11：対象業者や天候等の都合で令和5年2月28日までに工事が完了できなくなりそうですが、補助金の交付は可能か？

A7-11：交付できません。令和5年2月28日までに工事を完了した上で、実績報告書や請求書等を提出する必要があります。

Q7-12：補助金を受けてから、業者への支払いを行いたいので、事前に実績報告を提出してよいか？（概算払いは可能か？）

A7-12：領収書の写しなど、工事代金の支払いが行われたことが確認できる書類（請求書は不可）がなければ、補助金の交付はできません。また、当該事業の概算払いは行いません。必ず実績報告書の提出を行うまでに、支払いを終え、領収書などを受け取ってください。

Q7-13：補助金はいつ振り込まれるか？

A7-13：請求書を提出いただいてから、おおむね1～2か月を目安としております。提出書類の誤記入や審査時に疑義が生じた場合、また、内容の変更があった場合にはさらに時間がかかります。なお、振込日（振込予定日）についての通知は行いませんので、各自で振込指定された通帳等をご確認ください。

Q7-14：「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の取り扱いはどうなるか？

A7-14：「特定増改築等住宅借入金等特別控除」を受けられる方は、税務署で確定申告が必要になります。詳しくは近江八幡税務署（0748-33-3141）へお問い合わせください。

Q7-15：当初キッチン工事で申請を行ったが、取り止めてお風呂工事に変更したい。工事金額に変更はないので、お風呂工事を完了させても補助金はそのまま交付されるのか？

A7-15：補助対象外です。補助対象となるのは申請された箇所・部分の工事のみです。この場合、当初申請されたキッチン工事が施工されないため補助対象外となり、あわせて変更申請書（取り止め）の提出も必要になります。

Q7-16：当初外壁塗装工事で申請を行ったが、サイディングの張り替え工事に変更したい。この場合補助の対象となりますか。

A7-16：工事箇所に変更がないため補助対象となります。ただし、工事内容の変更に伴う変更申請書（工事内容の変更）の提出が必要になります。

Q7-17：Q7-16の当初見積もりは100万円で補助額が15万円の交付決定を受けました。サイディングの張り替え工事は200万円なので、補助額は30万円になりますか。

A7-17：補助額は交付決定した金額を上回ることはできません。したがって、この場合は交付決定を受けた15万円の補助金交付となります。

Q7-18：追加工事を行いました。申請時の工事見積額と支払った工事代金が異なるが、追加工事金額分を含めた分で領収書を提出してもよいか？

A7-18：追加工事費を含めた領収書の提出で大丈夫です。

8. 請負業者について

Q8-1：請負業者の要件はあるのか？

A8-1：工事の請負業者は、「市内に本社を有する法人又は市内に住所（所在地）を有する個人事業主」となります。

Q8-2：補助対象工事の依頼先が近江八幡市外の業者であっても、対象となるのか？

A8-2：対象となりません。近江八幡市内の住宅関連業者で、市内に本社を有する法人、または市内に住所及び事業所を有する個人事業主が工事を行う場合に補助の対象となります。なお、元請負業者が市内の場合でも下請負業者が市外業者ならば申請される工事すべてが補助金交付の対象外となりますのでご注意ください。

Q8-3：下請負業者は市外で、元請負業者が市内の場合、補助金の対象になるのか？

A8-3：この場合、補助金は交付されません。元請業者・下請業者ともに市内業者であることが必要です。

Q8-4：請負業者申立書は申請者が記入する必要があるのか？

A8-4：請負業者申立書の記入は元請業者の方に依頼してください。

Q8-5：自分の経営する会社を利用し、自らの住宅を改修することは可能か？

A8-5：この事業の趣旨は地域経済の活性化を目的としています。よって、個人の自営業者が自らの住宅を改修することはできません。なお、別の施工業者に発注してリフォーム工事を行う場合は補助の対象となります。また、法人企業の代表者がその法人企業に自らの自宅を改修することについては、可としますが、その場合は、自社の見積書と合わせて、もう1社（市内に本拠を置くの事業者等に限り）の見積書を提出してください。

Q8-6：市内の対象業者で施工を予定し、申請を行い補助金交付決定通知書を受け取ったが、その後、金額の安かった市外の業者に変更し工事を完了させた。この場合は補助の対象となるのか？

A8-6：市外の業者に依頼し工事を完了されておりますので補助金は交付されません。

Q8-7：どの業者に頼んでいいかわからない。市役所で業者を紹介してもらえるのか？

A8-7：市では特定の業者を紹介することはできません。申し訳ありませんが、電話帳やインターネットでお調べいただくか、市内の建築組合等にお問合せください。

Q8-8：対象業者に対しての調査はするのか？

A8-8：住所等を確認するほか、必要に応じて現地調査等を実施する予定です。また、こどもみらい住宅支援事業の登録事業者においては、国等へ補助申請等の確認を行います。

9. 公開抽選会について

Q9-1：抽選会は必ず実施されるのか？

A9-1：第1次及び第2次とも当市での予算枠を超えた場合に抽選会を実施します。

抽選会の実施の有無につきましては、市のHP上でご案内いたします。また、抽選会実施時には当落の有無に関する文書を、抽選会が実施されない場合は、速やかに「交付決定通知書」をそれぞれ申請者宛送付いたします。

抽選会で使用する抽選番号は、申請受付時に発行する「受付票」記載の番号となりますので、受付票は必ずお手元に残してください。

なお、第1次で抽選会が実施された場合は、予算措置額を上回っていることになるため、第2次の申請受付は実施いたしませんのでご注意ください。

Q9-2：抽選会が実施される場合の日程は決まっているのか？

A9-2：当市で第1次で予算枠を超えた場合、令和4年5月26日（水）午前10時（開場午前9時45分）から安土町総合支所1階消防指令室にて抽選会を実施する予定です。

第2次が実施され抽選となった場合は令和4年6月30日（木）午前10時（開場午前9時45分）から同所にて抽選会を実施する予定です。なお、抽選会の実施の有無は市のHP上でご案内いたしますのでご確認ください。

Q9-3：抽選会に参加できない場合は補助対象者から外れてしまうのか？

A9-3：抽選会の出欠の有無にかかわらず補助対象者として抽選の対象となります。

Q9-4：抽選会は何を抽選するのか？

A9-4：抽選会は補助金が交付決定される順番を決めるものです。

そのため、必ず交付決定されるということを保証するものではありません。（申請書審査の段階で、交付決定の対象外となる場合があります。）

Q9-5：抽選会の結果を電話で確認してもいいですか？

A9-5：電話での確認はご遠慮ください。抽選結果については市のHPや商工労政課の窓口に掲示しますのでそちらで確認ください。

Q9-6：抽選会はどのような形式で行うのですか？

A9-6：過去の実績においては回転抽選機を用い、公平・公正性の観点から職員が全ての方の抽選を行っていました。今年度においても同様の方式を予定しております。

Q9-7：抽選会はどのくらいの時間がかかるのですか？

A9-7：申請件数により時間は変わってきますが、過去の実績では概ね1時間～2時間程度です。途中での入退場は自由です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

リフォーム補助事業対象早見表(地域経済活性化リフォーム推進事業)

対象工事	
No.	工事内容
1	耐震改修工事 対象外工事 例 国や県、本市で実施された耐震工事に係る補助金申請された場合の重複する部分の工事
2	既存住宅の改築・増築（建築確認が不要の場合のみ）、減築工事(10㎡超も可) 対象外工事 例 建築確認のいらぬ増設工事（10㎡以下等）
3	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォームや増設工事 対象外工事 例 ウォシュレットや温便座のみの交換、コンロのみの交換、電球（シーリング）のみの交換（設備単体設置工事は不可）
4	給排水衛生設備工事 対象外工事 例 宅外部分の配管工事等屋外箇所の工事(トイレ改修に伴う配管設置のための屋外部分の削り工事や道路から自宅への引き込み等)
5	電気設備工事 対象外工事 例 IHコンロのみの交換工事、電球（シーリング）のみの交換、蓄電設備や蓄熱暖房機、エアコン等の購入・設置費用
6	ガス設備工事 対象外工事 例 ガスコンロのみの交換工事、ガスや電気給湯器のみの交換工事（浴室やキッチン等の付帯工事があれば可）
7	外壁塗装、張り替え、防水工事 対象外工事 例 外装の一部修繕
8	屋根葺き替え、塗装、防水工事 対象外工事 例 雨漏り部分の一部修繕、瓦の一部葺き替え
9	床、内壁、天井の張り替え、塗装工事 対象外工事 例 破損箇所等一部の修繕（フロア、壁面全体の改修であれば可）
10	断熱工事（断熱材施工や二重サッシ、二重窓等） 対象外工事 例
11	床、壁、天井、屋根裏等の断熱工事 対象外工事 例
12	部屋の間仕切りの新設や変更工事 対象外工事 例
13	建具、開口部の新設、取り換え工事 対象外工事 例 建具の一部交換のみ
14	造り付け家具、欄間の修繕工事 対象外工事 例 家具類（ソファ、机、いす、カーテン、ブラインド、ベッド、カーペット、ラグ、こたつ等の購入や設置費用）
15	ホームエレベーター、階段昇降機、床暖房設置工事 対象外工事 例
16	バリアフリー改修工事 対象外工事 例
17	防音、防湿工事 対象外工事 例
18	宅内及び門から玄関までのスロープや手すりの設置 対象外工事 例 外回り（外構）の工事
19	玄関、ポーチ（玄関前）の修繕工事 対象外工事 例 外回り（外構）の工事
20	その他市長が適当と認める工事（長寿命化等良好な住宅ストック形成につながる工事） 対象外工事 例 樋の一部修繕、家具・家電の購入や設置費用

対象外工事（太字は特に問い合わせの多い工事）

No.	工事内容
ア	交付決定前に着手された工事
イ	新築工事
ウ	解体のみの工事
エ	車庫、倉庫、物置、蔵等、居住（店舗併用住宅）以外の目的に使用される建物のリフォーム工事
オ	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事、ガス発電工事、電気自動車の充電設備等
カ	外構工事、カーポート、門扉、門柱、塀、フェンス、郵便ポスト等の設置や修繕工事
キ	雨水枡・雨水浸透枡・雨水タンクの設置工事
ク	下水道、合併処理浄化槽への接続工事（敷地内部分も不可）
ケ	植樹、剪定等の植栽工事
コ	冷暖房機（ファンヒーター、エアコン、浴室暖房、薪ストーブ、暖炉）等の購入や設置
サ	便座（ウォシュレット）のみの交換（給排水や電気工事等が発生しても不可。便器本体の交換の場合は可）
シ	給湯器（エコキュート、エネファーム等）のみの交換（給排水や電気工事等が発生しても不可。キッチンや浴室等の水回り改修が附随すれば可）
ス	コンロ（IH含む）のみの交換（取付工事等が発生しても不可。キッチン関連改修が附随すれば可）
セ	照明器具全般（シーリングや蛍光灯等。ただし照明器具を取り付けるための新規コンセント設置工事は可）
ソ	工事を伴わないもの（障子の張替え、窓ガラスのみの取り換え、家電製品全般、家具類の購入や設置等）
タ	後付バルコニーの設置工事
チ	防蟻、防蟻、シロアリ駆除のみの施行（他の工事を伴う場合は可）
ツ	破損箇所のみ（一部のみの）の取り替え・修繕（雨どい・畳・瓦・壁等） ※1
テ	電話、インターネット、テレビのアンテナの設置、インターフォン設置またそれらに伴う配線工事
ト	防犯ライト・カメラ等、消火器・火災やガス漏れ警報器等の防犯・防災用品の購入、設置
ナ	ハウスクリーニングや排水管清掃等、住宅の維持管理につながる工事や修繕等
ニ	建築確認が必要な改築や増築
ヌ	他の国・県・市補助金を利用（併用）した工事、改修等
ネ	こどもみらい住宅支援事業を活用し補助を受ける、または受ける予定の工事（補助受給者が施主以外でも対象外となります）
ノ	その他市長が不適当と認める工事（長寿命化等良好な住宅ストック形成につながらない工事）

※1 全て取り換え・改修の場合は可（詳細は商工労政課へお問い合わせください）